

第38号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年3月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「、第33号、第37号から第45号まで、第48号及び第49号」を「、第36号から第44号まで及び第47号から第49号まで」に改める。

別表第1第9号中「一般財団法人神戸在宅ケア研究所」を「一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団」に改め、同表第30号中「独立行政法人理化学研究所」を「国立研究開発法人理化学研究所」に改め、同表中第32号を削り、第33号を第32号とし、第34号から第48号までを1号ずつ繰り上げ、第49号を第48号とし、同号の次に次の1号を加える。

(49) 一般財団法人関西ワールドマスタースゲームズ2021組織委員会

別表第2中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14条を第13条とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第19号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第1号、第3号から第8号まで、第10号、第14号から第18号まで、第20号、第24号、第28号、第29号、第32号、第33号、第37号から第45号まで、第48号及び第49号に掲げる団体とする。

第36号から
第44号まで及び第47号から第49号まで

別表第1 (第2条、第8条の2関係)

(1)～(8) 略

(9) 一般財団法人神戸在宅ケア研究所

一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財
団

(10)～(29) 略

(30) 独立行政法人理化学研究所

国立研究開発法人理化学研究所

(31) 略

(32) 公益財団法人神戸市演奏協会

(33) 略

(32)

(34) 略

(33)

(35) 略

(34)

(36) 略

(35)

(37) 略

(36)

(38) 略

(37)

(39) 略

(38)

(40) 略

(39)

(41) 略

(40)

(42) 略

(41)

(43) 略

(42)

(44) 略

(43)

(45) 略

(46) 略

(47) 略

(48) 略

(49) 略

別表第2（第10条関係）

(1)～(11) 略

(12) 削除

(13) 略

(14) 略

(15) クリーン神戸リサイクル株式会社

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(44)

(45)

(46)

(47)

(48)

(49) 一般財団法人関西ワールドマスターズゲ
ームズ2021組織委員会

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)